

不妊治療・不育治療費の助成

子どもを望む方々に少しでも安心して治療を受けていただくことを目的としています。

- ◆ 対象
 - 1. 申請日の1年以上前から川上村に住所がある
 - 2. 産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科を標榜する医療機関において不妊症または不育症と診断され治療を受けている
 - 3. 村税を完納している
 - 4. 治療開始時の妻の年齢が43歳未満である
 - 5. この助成により出生した子どもが、18歳に達した以降の最初の3月31日まで川上に在住できる
 - 6. 治療を打ち切った場合、その日から1年間は川上村に在住できる

- ◆ 対象となる治療
 - 1. 特定不妊治療(体外受精・顕微授精、男性不妊治療の手術)
 - 2. 一般不妊治療
 - 3. 不育治療

※以下の治療は除きます

 - 1. 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
 - 2. 代理母
 - 3. 借り腹

- ◆ 助成額 夫と妻の所得の合計が
 - 1. 730万円未満 全額
 - 2. 730万円以上 半額

※奈良県の助成を受けた方は、その額を除いてから助成額を計算します。

お問い合わせ先 住民福祉課

所在地 〒639-3594 奈良県吉野郡川上村大字迫1335番地の7

電話 0746-52-0111

Eメール fukushi@vill.nara.-kawakami.lg.jp